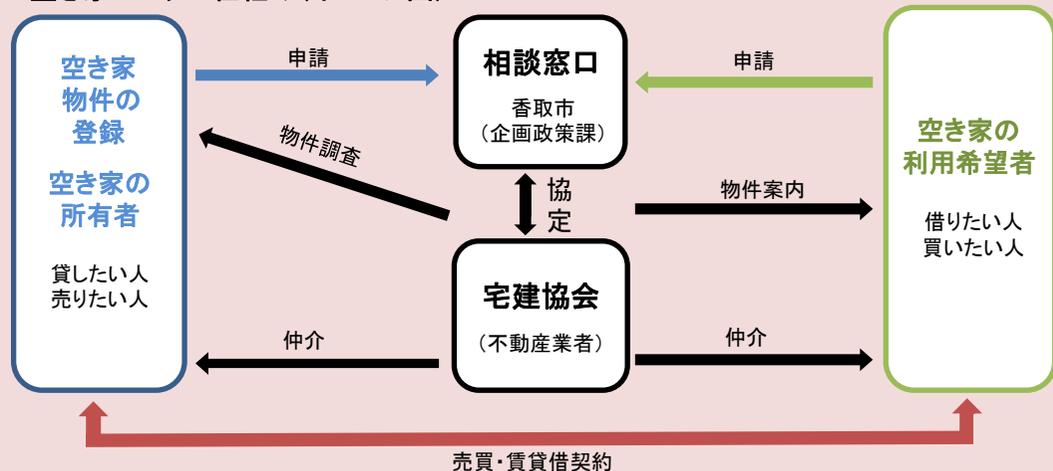


香取市空き家バンクのご紹介 空き家を、貸したい・売りたい

お持ちの空き家を活用してみませんか？

空き家バンクの仕組み(イメージ図)



登録条件

香取市内に所在する物件であること。

建物とその土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること。

専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約の締結をしていないこと。

相続及びその他所有権以外の権利の設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること。

老朽化が著しい物件や大規模な修繕が必要な物件は登録できません。

注意事項

暴力団等反社会勢力の空き家バンクの利用はできません。

老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要な物件は登録できません。適正に管理され入居可能な物件が対象です。

不動産業者に仲介を依頼している物件は登録できません。

賃貸用住宅(アパート)は登録できません。

市は、空き家に関する交渉及び売買・賃貸借契約について、一切関与しません。

不動産業者を介し契約が成立した場合、宅地建物取引業法で定められた仲介手数料が発生します。

利用される方の条件

定住または定期的に滞り・利用して香取市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方。

問い合わせ先

空家に関する内容 : 都市整備課 0478-50-1214

空き家バンクに関する内容 : 企画政策課 0478-50-1206

危険な 空き家になる前に…

～ 空き家になった時のことを考えておきましょう～

住んでいる時から権利関係や登記の変更、相続について早めに準備することが大切です。

香取市でも近年、空き家の問題が急増しています。



空き家を放置しておくと…

- 損壊や倒壊の危険性
- 不審者や放火の危険性
- 樹木の越境や雑草の繁茂
- ゴミの散乱や悪臭が発生 など

近隣や地域に迷惑をかけることに

危険な空き家になる前に!!

空家等対策の推進に関する特別措置法について

この法律では、所有者や管理者の責務として、空き家等の適正な管理に努めることが明示されています。空き家等を所有・管理している方は、近隣や地域に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理しましょう。

空き家を放置すると… 空き家を適正に管理せずに放置すると、このような危険が生じる可能性があります。



ポイントその2

早めの決断 空き家になったら活用方法を早く決断する!

使用されていない住宅は、傷み方が通常より早く進行します。そのまま放置を続けると、修繕も困難な状況となり、残された方法は解体のみという状態になってしまいます。

健全な状態を維持するには、定期的なメンテナンスが必要です。

メンテナンスをせずに放置すると、住宅は急激に傷み、その修繕費は高額となってしまいます。さらに傷んだ住宅は、賃貸や売却も困難となり、加えて第三者に被害を与えると損害賠償を求められるなど、良いことは何一つありません。

“とりあえず” “ひとまず” などと、放置するのではなく、**継続管理、賃貸・売却、解体**等の活用方法を早めに決断することが重要です。

空き家の適正管理は所有者等の責務です。

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者に適正な管理を行う責任があります。破損箇所は修繕し、老朽化した空き家等は解体を検討するなど、事故の発生を未然に防ぎましょう。

事故が発生した場合、損害賠償責任を問われることもあります!!

破損していた住宅の外壁等が風で飛ばされ、通行者等に直撃し、運悪く相手が死亡してしまった場合、所有者等には、何千万もの高額な賠償責任を問われることがあります。

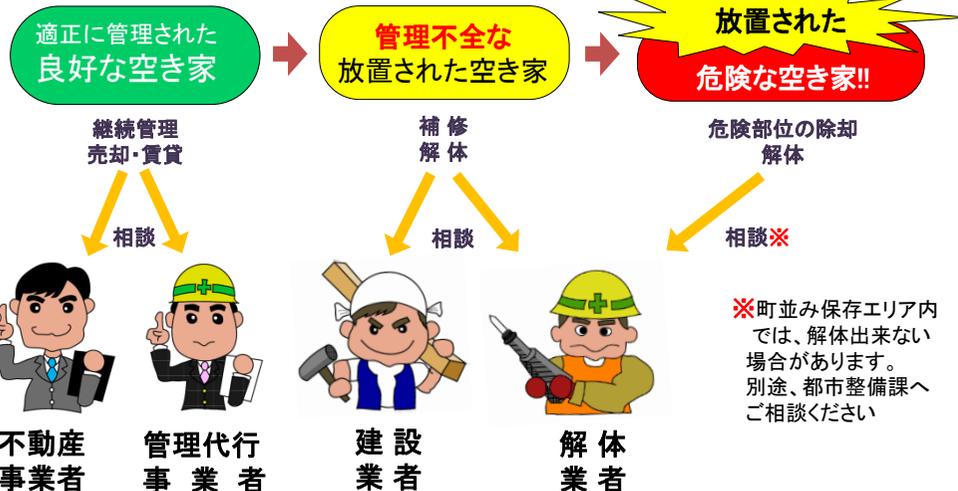
こうなる前に…

事前の備え 家屋を管理する人を事前に決める!

その家に住む人がなくなった時のために、誰がその家を管理するのか、事前に決めておきましょう。

将来、相続が発生した時のために、所有者と親族とで事前に話し合っておくことも有効です。

相続した際は、法務局で所有権登記を変更するなど、後々の権利関係によるトラブルの発生を事前に防ぎましょう。



香取市空き家バンク 活用の検討を

香取市空き家バンクについては、パンフレット裏面をご覧ください。

問い合わせ先

空家に関する内容
都市整備課 : 0478-50-1214
空き家バンクに関する内容
企画政策課 : 0478-50-1206